



愛知県公報

毎週月・水・金曜日発行

目 次

規 則

○愛知県行政組織規則の一部を改正する規則

○愛知県文化会館規則を廃止する規則

○愛知県文化会館の使用料の細目料金の廃止

(文化振興局)

○愛知県財務規則第一条の規定による答かいの指定の一部改正

(出納事務局管理課)

○愛知県事務決裁規程の一部改正

(人事管理室)

四 四

三 二

本号で公布された規則のあらまし

◇愛知県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第八四号)

1 地方機関について、次のとおり組織の整備を行うこととした。
(1) 愛知県文化会館を管理するための組織を廃止することとした。

(2) 愛知芸術文化センターに総務部等必要な組織を設置し、その分掌事務を定めることとした。

その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則の規定中愛知県文化会館に関する部分は平成四年一〇月一七日から、愛知芸術文化センターに関する部分は同月三〇日から施行することとした。

2 ◇愛知県文化会館規則を廃止する規則(規則第八五号)
1 愛知県文化会館規則を廃止することとした。

2 この規則は、平成四年一〇月一七日から施行することとした。

告 示

○愛知県文化会館の使用料の細目料金の廃止

(文化振興局)

○愛知県財務規則第一条の規定による答かいの指定の一部改正

(出納事務局管理課)

○愛知県事務決裁規程の一部改正

(人事管理室)

訓 令

愛 知 県

定価(郵送料相当額を含む)一箇年三万七千二百円

簡月三

百円

規

則

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成四年十月十六日

愛知県知事 鈴木礼治

愛知県規則第八十四号

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則

愛知県行政組織規則(昭和三十九年愛知県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第九項第二号中「文化会館」を削る。

第二十八条を次のように改める。

第二十九条第一項を次のように改める。

愛知芸術文化センターに次の表の上欄に掲げる部等を置き、それぞれの部等に同表の下欄に掲げる課を置く。

総務部	美術館	芸術劇場	文化情報センター	図書館
総務課	業務課	美術劇場課	企画事業課	企画事業課
サービス第一課	資料理課	企画普及課	美術課	管理課

第二十九条第一項中「前項」を「図書館」に改め、同項管理課の分掌事務中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第八号までを四号ずつ繰り上げ、同分掌事務第九号中「その他」の下に「図書館の事務で」を加え、同号を同分掌事務第五号とし、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

部等の分掌事務は、次のとおりとする。

三 美術に関する調査研究に関すること。

企画普及課

美術品等の企画展示の企画及び実施に関すること。

一 美術館活動に関する調査研究に関すること。

二 美術に関する知識の向上及び普及に関すること。

三 美術館についての広報に関すること。

一 芸術劇場劇場課の分掌事務は、次のとおりとする。

二 ホール及びリハーサル室(以下この項において「ホール等」という。)の運営及び利用に関すること。

三 ホール等の舞台設備の操作に関すること。

一 文化情報センター企画事業課の分掌事務は、次のとおりとする。

二 芸術文化に関する情報の収集、整理、保存及び提供に関すること。

三 第八十九条第一項の表中「公文書館」を「公文書館」に、

講演会、展示会等の開催その他芸術文化の振興に必要な事業の企画及び実施に関すること。

四 催事室の運営及び利用に関すること。

五 芸術文化に関する情報システムに関すること。

六 愛知芸術文化センターの施設が連携して実施する事業の企画調整に関すること。

七 愛知芸術文化センターの総合的な広報に関すること。

一 愛知芸術文化センターの各施設が連携して実施する事業の企画調整に関すること。

二 芸術文化に関する情報システムに関すること。

三 第八十九条第一項の表中「文化会館」を「文化会館」に、

講演会、展示会等の開催その他芸術文化の振興に必要な事業の企画及び実施に関すること。

一 芸術文化に関する情報システムに関すること。

二 芸術文化に関する情報システムに関すること。

三 第八十九条第一項の表中「文化会館」を「文化会館」に、

講演会、展示会等の開催その他芸術文化の振興に必要な事業の企画及び実施に関すること。

一 芸術文化に関する情報システムに関すること。

二 芸術文化に関する情報システムに関すること。

三 第八十九条第一項の表中「文化会館」を「文化会館」に、

講演会、展示会等の開催その他芸術文化の振興に必要な事業の企画及び実施に関すること。

一 芸術文化に関する情報システムに関すること。

二 芸術文化に関する情報システムに関すること。

三 第八十九条第一項の表中「文化会館」を「文化会館」に、

講演会、展示会等の開催その他芸術文化の振興に必要な事業の企画及び実施に関すること。

を

を

を

この規則は、平成四年十月十七日から施行する。ただし、第二十九条の改正

規定及び第八十九条第一項の表の改正規定「公文書館」を「公文書館」に改める部分及び「文化会館の課」を「事務所の課」に改める部分を除く。」は、

同月三十日から施行する。

愛知県文化会館規則を廃止する規則をここに公布する。
平成四年十月十六日

愛知県規則第八十五号
愛知県文化会館規則を廃止する規則

愛知県文化会館規則(昭和三十九年愛知県規則第三十四号)は、廃止する。

愛知県知事 鈴木礼治

附 則

この規則は、平成四年十月十七日から施行する。

- 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- 予算及び会計に関すること。
- 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
- 各部等の連絡、調整及び総括に関すること。
- その他美術館、芸術劇場、文化情報センター及び図書館の主管に属しないこと。
- 愛知芸術文化センター条例別表第一愛知県美術館の項に規定する業務に関すること。
- 愛知芸術文化センター条例別表第一愛知県芸術劇場の項に規定する業務に関すること。
- 文書及び公印の保管に関すること。
- 総務部総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 文書及び公印の保管に関すること。
- 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
- 各部等の連絡、調整及び総括に関すること。
- 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- 予算、会計及びその他の庶務に関すること。
- 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
- 各部等の連絡、調整及び総括に関すること。
- その他美術館、芸術劇場、文化情報センター及び図書館の主管に属しないこと。
- 美術館の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 展示室の運営及び利用に関すること。
- 他の美術館等との連絡及び協力に関すること。
- その他美術館の事務で他の課の主管に属すること。
- 美術館の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 美術品及び美術に関する資料(以下この項において「美術品等」といいう。)の収集、保管及び修理に関すること。
- 美術品等の常設展示の企画及び実施に関すること。

第九十三条第一項の表中「公文書館」を「公文書館」に改める。

陶磁資料館の課	副館長	は事務吏員又は技術吏員	美術館長等を補佐する。
愛知芸術文化センターの美術館及び図書館	主任学芸員	技術吏員	
陶磁資料館の課	上司の命を受け、特に課長等が命ずる学芸に関する事務を整理する。	上司が命ずる陶磁器及び陶磁器に関する事務を整理する。	命ずる事務を整理する。

に改